

産業廃棄物収集運搬業許可証

住 所 静岡県田方郡函南町軽井沢字获久保 2 2 6 番地 1

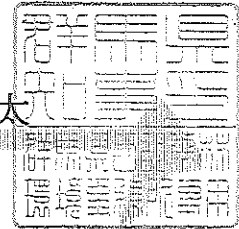
氏 名 株式会社しょうじ建設

代表取締役 鈴木正紀

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第 1 4 条第 1 項の許可を受けた者であることを証する。

群馬県知事

山本 一太



許可の年月日 令和 元年 11 月 28 日

許可の有効期限 令和 6 年 11 月 27 日

1 事業の範囲

(1) 事業の区分

収集、運搬（積替え保管を除く。）

(2) 産業廃棄物の種類

収集、運搬（積替え保管を除く。）

- ① 燃え殻、② 汚泥、③ 廃プラスチック類、④ 紙くず、⑤ 木くず、⑥ 繊維くず、⑦ 金属くず、⑧ ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず、⑨ 鉱さい、⑩ がれき類、⑪ ばいじん（以上 11 種類）

※②については、水銀使用製品産業廃棄物（環境省令で定める水銀回収を義務付けるものを除く。）及び水銀含有ばいじん等（環境省令で定める水銀回収を義務付けるものを除く。）を含む。

※③については、石綿含有産業廃棄物及び水銀使用製品産業廃棄物（環境省令で定める水銀回収を義務付けるものを除く。）を含む。

※⑦については、水銀使用製品産業廃棄物（環境省令で定める水銀回収を義務付けるものを除く。）を含む。

※⑧については、石綿含有産業廃棄物及び水銀使用製品産業廃棄物（環境省令で定める水銀回収を義務付けるものを除く。）を含む。

※⑩については、石綿含有産業廃棄物を含む。

2 許可の条件

なし

3 許可の更新、変更の状況

令和 元年 11月 28日 新規許可

4 積替え許可の有無 有・無

5 規則第9条の2第6項の規定による許可証の提出の有無 有・無